

全国一斉無料法律相談会「ひまわりほっと法律相談会」

青森県弁護士会は、中小企業を応援するため全国一斉無料法律相談会を実施します。

とき 7月20日(月)

午後1時～3時

電話番号 017-763-4670

※事前予約は不要ですので、直接電話で相談ください。

問青森県弁護士会事務局

☎ 017・777・7285

植えてはいけない「ケシ」に注意！

違法薬物となるアヘンが含まれる不正ケシの栽培は法律で禁止されています。

しかし、昨年上十三保健所管内では、不正ケシが県内で最多となる2,647本も発見され、その約6割が市内での不正栽培でした。不正ケシは鑑賞目的でも栽培が禁止されており、過去には検挙事例もあります。

疑わしいケシを発見しましたら、通報をお願いします。

▶不正ケシ（ソムニフェルム種）の特徴

葉・茎・つぼみはキャベツのような白っぽい緑色をしていて、葉は茎を巻き込むような形をしています。花の色は、赤・ピンクなどさまざまです。

問上十三保健所

☎③ 4261



土壌診断の経費を補助します

出荷・販売を目的として野菜生産に取り組む農家の土壌診断に対して、土壌診断に係る経費（消費税、送料、手数料を除く）の2分の1以内を補助します。

申請期間 7月1日(水)～令和3年2月12日(金)

必要な物 申請書、土壌診断書の写しなど

※十和田おいらせ農業協同組合で土壌診断した人は、個人での申請は不要です。

問市地域農業再生協議会（農林畜産課内）☎① 6741

下北半島縦貫道路（野辺地～七戸）のアンケート調査を実施しています

下北半島縦貫道路（野辺地～七戸）の計画に向けて、アンケート調査を実施しています。皆様のご意見をお聞かせください。

回答方法 回答用紙は無作為抽出した世帯へ郵送しているほか、青森河川国道事務所ホームページ（<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/>）や、市役所などの公共施設（※）に設置するアンケート用紙からも回答できます。

※詳しい設置箇所についてはお問い合わせください。

回答期限 7月31日(金)

問青森河川国道事務所調査第二課

☎ 017・734・4570

下水道の正しい利用にご協力ください

近年、食用廃油が固まり下水道管を詰まらせたり、タオルやおむつなどの水に溶けない異物が流入し、処理施設の運転に支障をきたす事例が発生しています。

一人一人がルールを守って正しく下水道を利用しましょう。

問下水道課☎⑤ 4034

血管外来を開設しました

中央病院では外科外来に新たに「血管外来」を開設しました。

診察時間

毎週水曜日 午後1時30分～4時

診察内容 下肢静脈瘤（足の静脈の病気）、四肢の閉塞性動脈硬化症（手足の血流が悪くなる病気）など

※下肢静脈瘤については、手術も行っています。

問中央病院☎③ 5121

不動産取得税が軽減される制度があります

不動産取得税とは、家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税される税金です。

一定の要件を満たす住宅や住宅用地を取得した場合など、不動産取得税が軽減される制度がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問上北地域県民局県税部

☎② 8111（内線 207・208）

【有料広告欄】

「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先

総務課広報男女参画係☎⑤ 6702